



■写真6-(1)-1 久之浜町末続地区の移転先団地
〔平成26(2014)年12月 いわき市撮影〕

イ 久之浜町金ケ沢

久之浜町金ケ沢地区においては、藪川河口の海岸防潮堤をかさ上げするとともに、防災集団移転促進事業により、集落の南西、JR常磐線久ノ浜駅の北方、大久町大久字北田へ移転します。(表6-(1)-2、図6-(1)-2)

ウ 久之浜町久之浜

久之浜町久之浜においては、緩やかな階段状の海岸防潮堤をかさ上げし、背後には津波防災緑地を設けます。(写真6-(1)-2)

市街地のうち、旧国道より海側については、震災復興土地区画整理事業により地区幹線道路、地区内道路、公園などの都市基盤施設を整備し、商業地や住宅地を適切に配置して良好な市街地環境の形成を図ります。(表6-(1)-1、図6-(1)-3)

また、被災した久之浜・大久支所および久之浜公民館の機能を一体化・集約化した防災拠点施設(津波避難ビル)を整備するため、支所および公民館を久之浜町西二丁目6-11へ一時的に移転しました。期間は平成28(2016)年3月までの予定です。(図6-(1)-4)

久之浜町久之浜字川田には、災害公営住宅整備を進めています。



■写真6-(1)-2 久之浜地区津波防災緑地の工事概要看板
〔平成26(2014)年7月 いわき市撮影〕



■図6-(1)-2 金ケ沢地区土地利用構想図



■図6-(1)-3 久之浜地区土地利用構想図



■図6-(1)-4 支所・公民館機能を併せ持った、久之浜地区防災拠点施設イメージ図

エ 久之浜町田之網

久之浜町田之網地区においては、海岸防潮堤のかさ上げ（歩道の整備）や浜川、横内川への水門整備などの防災対策により、地域の安全性を向上させながら、現位置における復興を基本とします。（図6-(1)-5）

オ 四倉町四倉

四倉地区においては、海岸防潮堤をかさ上げするとともに、背後には津波防災緑地（県事業）を設けながら、現位置で復興を図ります。（図6-(1)-6）

四倉市街地については、防災対策などにより安全性の向上を図りながら、基本的に現位置における復興を図ります。（図6-(1)-6）

四倉町上仁井田字矢ノ田には、災害公営住宅整備事業を進めます。（図6-(1)-6）

カ 平沼ノ内

平沼ノ内においては、海岸防潮堤をかさ上げするとともに、背後には津波防災緑地（県事業）を設け、市街地の安全性向上を図ります。海岸に沿って海岸道路を整備し、観光資源や生活利便性の向上を図ります。これ以外の区域については、従前の土地利用を踏まえながら、基本的に現位置における復興を図ります。（図6-(1)-7）

平沼ノ内字西原には災害公営住宅整備事業を進めます。（図6-(1)-7）

キ 平薄磯

平薄磯地区においては、海岸防潮堤をかさ上げし、背後には津波防災緑地を設けるとともに、海岸道路を整備し、観光振興の向上を図ります。

住宅地などについては、震災復興土地区画整理事業により、高台や既成市街地を造成し整備するほか、地区幹線道路や地区内道路、公園などの都市基盤を整備し、良好な市街地環境の形成を図ります。さらには住宅地や業務地などをゾーニングにより、生活利便性や安全性の向上を図ります。（写真6-(1)-3、図6-(1)-8）



■写真6-(1)-3 平薄磯地区の土地区画整理事業
〔平成27(2015)年1月 いわき市撮影〕



■図6-(1)-5 田之網地区土地利用構想図



■図6-(1)-6 四倉地区土地利用構想図



■図6-(1)-7 沼ノ内地区土地利用構想図

ケ 江名字走出、江名地区

江名字走出においては、海岸防潮堤を設けるとともに、防災集団移転促進事業により、南西約4kmに位置する永崎字町田へ移転します。(表6-(1)-2、図6-(1)-12)

江名港周辺については、防災対策により地域の安全性向上を図ります。住宅や事業所などは、現位置における復興を基本とします。(図6-(1)-12)

コ 折戸、中之作地区

折戸、中之作地区については、海岸防潮堤のかさ上げなどの防災対策などにより、地域の安全性向上を図りながら、基本的に現位置における復興を図ります。(図6-(1)-13)

サ 永崎、小名浜下神白地区

永崎地区においては、緩やかな階段状の海岸防潮堤をかさ上げするとともに、背後には津波防災緑地(県事業)を設け、市街地を中心とした地域の安全性の向上を図りながら、現位置における復興を進めます。(図6-(1)-14)

また、防災対策により市街地を中心とした地域の安全性向上を図りながら、基本的に現位置における復興を図ります。(図6-(1)-14)

永崎字町田には江名字走出の住民を対象とした集団移転先に転用するとともに、災害公営住宅整備事業を進めます。(図6-(1)-14)

小名浜下神白地区においては、海岸防潮堤のかさ上げなどの防災対策などにより、地域の安全性向上を図りながら、基本的に現位置における復興を図ります。

シ 小名浜港及び背後地

小名浜港においては、土地区画整理事業である「小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業」などを投入して港湾に配置されている主要施設、物流施設などを再編し、さらに民間活力を活かしながら、新たな都市機能の集積を図ります。(表6-(5)-1、詳しくは26、27ページ)

ス 小浜地区

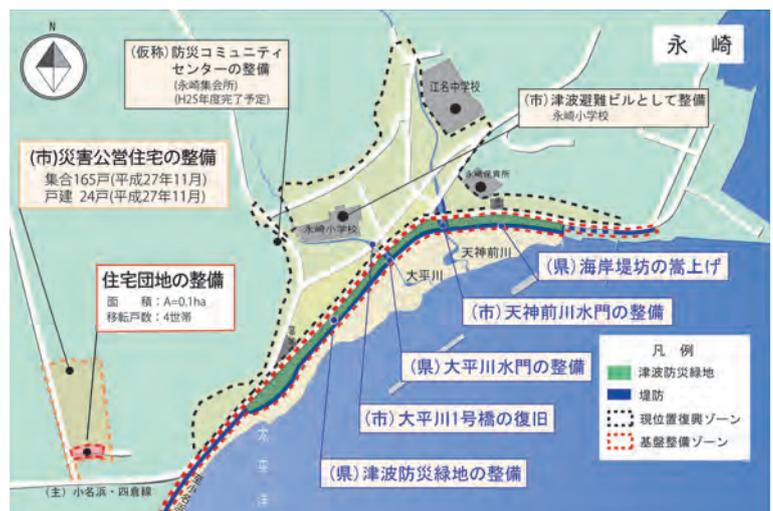
小浜地区においては、海岸防潮堤をかさ上げするとともに、海岸道路を整備(県事業)し、後背地の旧市街においては震災復興土地区画整理事業を施行し、防災対策などによる地域の安全性向上を図りながら、良好な市街地の再生をめざします。



■図6-(1)-12 江名走出、江名港地区土地利用構想図



■図6-(1)-13 折戸、中之作地区土地利用構想図



■図6-(1)-14 永崎地区土地利用構想図

県道泉一岩間一植田線の南側については、水産業や関連事業などの配置による地場産業の復活をめざします。

土地利用に係る事業については、平成27(2015)年度を目標に進めます。(表6-(1)-1、図6-(1)-15)

セ 岩間地区

岩間地区においては、海岸防潮堤をかさ上げするとともに、背後には津波防災緑地(県事業)を設け、海岸道路を整備(県事業)します。後背地の旧市街については、2か所に分散するカタチで震災復興土地区画整理事業を施行し、防災対策などによる地域の安全性向上を図りながら、良好な市街地の再生をめざします。

また、周辺の住環境に配慮しながら、利便性を踏まえた位置に産業・業務機能の誘導を図ります。(表6-(1)-1、図6-(1)-16)

ソ 錦町須賀地区

錦町須賀地区においては、一部住民が防災集団移転促進事業により勿来錦第一土地区画整理事業区域内(錦町ウツギサキ)へ移転します。

一部区域については、防災対策などにより市街地の安全性を向上させながら、基本的に現位置で復興をめざします。(表6-(1)-2、図6-(1)-17、写真6-(1)-5)



■図6-15 小浜地区土地利用構想図



■図6-16 岩間地区土地利用構想図



■写真6-(1)-5 錦町須賀地区の移転先団地(勿来錦第一土地区画整理事業地内)
[平成26(2014)年7月 いわき市撮影]



■図6-(1)-17 錦町須賀地区土地利用構想図

④ 復興ランドデザイン策定による津波被災地区のまちづくり

被災者の生活再建と津波被災地支援の強化を図るため、市は、平成26(2014)年4月にふるさと再生課を設置するとともに、津波被災地区の5つの支所などに津波被災地支援員を配置しました。

また、津波被災地区の再生を図るためには、住民と行政とが役割を分担しつつ復興への努力を共に続けていく必要があることから、市は、平成25(2013)年7月に沿岸域津波被災地復興プロジェクトチームを立ち上げ、①久之浜・大久地区、②沼ノ内、薄磯および豊間地区、③小浜および岩間地区の3地区において、住民との協働により地区の復興と将来に向けた新しいまちづくりの目標・方策を明らかにする「復興ランドデザイン」の策定に取り組んでいます。

このうち、久之浜・大久地区においては、平成26年7月に「復興ランドデザイン」を策定したことから、今後、住民が1日も早く平穏な暮らしを取り戻し、将来に希望をもてる環境を形成していくため、引き続き体制を維持しながら、取り組みの着実な推進に向けて取り組んでいきます。(写真6-(1)-6)

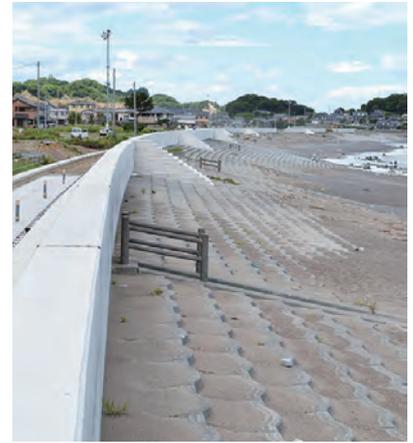
また、沼ノ内、薄磯および豊間地区並びに小浜および岩間地区においても、早期の策定を進めています。



■写真6-(1)-6 久之浜・大久地区復興ランドデザインを発表 [平成26(2014)年8月 いわき市撮影]

⑤ 海岸の防潮堤

東日本大震災の津波被害を受けた市内海岸のうち、被災した約27km部分については、県が主体となって施工します。具体的には防潮堤の高さを、従来の高さから1～2.5m(地震で沈下した50cm前後分を含め)かさ上げし、7.2m(久之浜地区の一部は8.7m)にするとともに、従来のものよりも厚みを持たせるほか、基礎の深さも十分に確保して、堤防強化を図ることとしており、市内海岸部分では平成24(2012)年11月から工事に着工し、進ちょく中です。(写真6-(1)-7)



■写真6-(1)-7 久之浜海岸の防潮堤 [平成26(2014)年6月 いわき市撮影]

(2) 災害公営住宅の整備等

① 災害公営住宅の整備事業

災害公営住宅は、災害により住宅を失い、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し、安定した生活を確保してもらうために市町村が提供する公営住宅です。

市は、あらかじめ住宅需要や住宅建設地の適正などを検討し、市民向けの災害公営住宅の建設計画を進め、平成24(2012)年10月から一部建設に着手。平成27(2015)年度末までの完成をめざしており、すでに平成25(2013)年10月から同年12月まですべての団地を対象に一次募集を、平成26(2014)年5月から同年6月まで二次募集を、同年8月に三次募集を行い、現在は毎月定期募集を行っています。(表6-(2)-1)

建設を進めている災害公営住宅への入居は、平成25年度内の常磐関船団地を皮切りに平成26(2014)年度から27年度にかけて、それぞれ可能となる予定です。(写真6-(2)-1、2)

■表 6-(2)-1 市内各地区における災害公営住宅の整備予定戸数

(平成 27 年 1 月 1 日現在)

地区	区分		整備予定戸数・戸	うち戸建戸数(戸)	入居開始予定
	団地名	所在			
平地区 (430戸)	豊間	平豊間字榎町	192	(24)	平成26年6月=集合6号棟 平成26年10月=集合1～5号棟、戸建て
	薄磯	平薄磯字北ノ作	103	(18)	平成26年6月=集合1号棟 平成26年10月=集合2号棟、戸建て
	沼ノ内	平沼ノ内字西原	40	(0)	平成26年4月
	作町東	平字作町二丁目	45	(0)	平成26年8月
	北白土	平北白土字宮田	50	(0)	平成27年11月
小名浜地区 (189戸)	永崎	永崎字町田	189	(24)	平成27年11月=集合1～5号棟、戸建て
勿来地区 (237戸)	佐糠第一	佐糠町東二丁目	30	(0)	平成27年10月
	佐糠第二	佐糠町二丁目	21	(0)	平成27年10月
	錦	錦町鶴ノ巣	64	(0)	平成26年4月
	関田	勿来町関田飯ノ辺前	72	(0)	平成27年1月

	四沢	勿来町四沢渋沼	50	(30)	平成27年1月=集合 平成27年12月=戸建て
常磐地区 (120戸)	関船	常磐関船町古宿	32	(0)	平成26年3月
	下浅貝	常磐湯本町下浅貝	88	(13)	平成27年11月=戸建て 平成28年1月=集合1～3号棟
内郷地区 (250戸)	内郷砂子田	内郷高坂町砂子田	250	(0)	平成27年10月=第一工区修繕 平成28年3月=第二工区修繕
四倉地区 (151戸)	四倉南	四倉町上仁井田字矢ノ田	151	(21)	平成26年7月=集合1,2号棟 平成26年10月=集合3,4号棟、戸建て
久之浜地区 (136戸)	久之浜東	久之浜町久之浜字川田	136	(16)	平成27年2月=集合1,2号棟 平成27年12月=戸建て
合計	—		1,513	(146)	—

注) 入居開始予定は、今後工事の進捗状況などにより変更する可能性があります。

被災者の入居に際して、現行法の「被災市街地復興特別措置法」の規定では、収入要件を緩和する対象期間が災害発生日から3年間（平成26年3月10日）となっておりますが、被災者が安心して暮らすことができる生活環境を整備するため、市は県および県内59市町村との共同により、被災者が公営住宅などに入居しようとする場合の入居資格要件の緩和を平成33(2021)年3月11日まで延長できるなどの「復興推進計画」を申請し、これが平成25年7月に認定されました。



■写真6-(2)-1、2 災害公営住宅「作町東団地」および同団地における鍵の引き渡し式（平成26(2014)年7月 いわき市撮影）

② 津波被災住宅の再建を支援

市は津波被災地域の住宅再建を支援することにより住民の定着を促し、本格復興につなげるため、「市津波被災住宅再建事業補助金」を創設、平成25(2013)年8月から申請の受け付けをしております。

市はこれまで防災集団移転促進事業などを行う市内区域において、住宅再建のための支援を実施してきましたが、市内で再建することを選んだ市民を対象に、県市町村復興支援交付金を活用し、国が対象としている「全壊家屋」に加え、市独自の施策として「大規模半壊家屋」「半壊でやむを得ず解体した住宅」まで対象を広げ助成しています。

事業期間は平成25年度から平成32(2020)年度までで、住宅ローンの利子、移転に伴う引越し費用、宅地かさ上げの工事費用の一部をそれぞれ補助します。

平成26(2014)年12月末現在、311件の申請があり、合計約2億円の補助を実施しています。(表6-(2)-2)

■表6-(2)-2 市津波被災住宅再建事業補助金の内容

補助対象事業	区分	補助対象経費	補助限度額
住宅建設等再建事業		住宅の建設、購入に係る金融機関からの借入金の利子に相当する額	1戸当たり153万円
住宅移転事業		住宅の移転に伴う家財道具の運搬等に要した経費	1戸当たり10万円
津波被災宅地防災対策事業		宅地の盛土によるかさ上げ工事に要した経費の2分の1（津波被災地内での再建のみ。自ら居住する家屋）	1戸当たり119万円

(3) 心のケア

① 保健師などにより一時提供住宅、災害公営住宅等の被災家庭を訪問し、健康支援

東日本大震災により家屋が被災して、一時提供住宅（民間アパートや応急仮設住宅）に避難している方々は、ともすると長引く避難生活でストレスや身体の不調を抱えがちになっていることから、健康状態の悪化を防ぎ、心身のケアによる安定した生活を送ってもらおうと、市は保健師や看護師による被災者健康支援事業を行っています。

具体的には、家庭訪問や集会所などにおける健康相談・健康教室を通じ、健康状態や生活環境の確認、心身の健康に関する相談、助言、健康に関する情報提供などを行うもので、平成25(2013)年度は延べ782件の家庭訪問、83件の健康相談・健康教室を実施してきました。

平成26(2014)年度においては、社会福祉協議会や地域包括支援センターにおける見守り支援と連携しながら、災害公営住宅等への訪問も開始し、健康支援活動を継続していきます。

② 子ども元気復活交付金を活用した子どもの運動機会の確保

市は、平成25(2013)年度から、国の福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）を活用した「市定住緊急支援事業計画」として、遊具の更新や地域の運動施設の整備に取り組んでいます。

これは、原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていることから、子どもの運動機会を確保するための施設を整備することにより子育て世帯が安心して定住できるよう環境を整え、地域復興の促進につなげようと実施するもので、保育所・幼稚園・小学校・公園等の遊具更新、多目的運動場の設置、プールの改築などの整備を盛り込んでいます。（表6-(3)-5、写真6-(3)-1）



■写真6-(3)-1 更新した遊具で遊ぶ子どもたち
〔平成26(2014)年 いわき市撮影〕

■表6-(3)-5 定住緊急支援事業の概要

事業名	区分	事業箇所	事業概要	事業期間
1	市立保育所遊具更新事業	24施設46基	ブランコ・滑り台・鉄棒などの遊具の更新	平成25～26年度
	私立保育所遊具更新事業	23施設97基		
2	市立幼稚園遊具更新事業	17施設35基		
	私立幼稚園遊具更新事業	35施設103基		
3	市立小学校遊具更新事業	44施設121基		
4	公園等遊具更新事業	14施設46基		
5	海竜の里センター遊具更新事業	1施設4基	アスレチック遊具の更新	平成26年度
6	スポーツ交流促進施設（多目的広場）整備事業	新舞子ハイツグラウンドの隣接地	ソフトボールが同時に4面で実施できる多目的運動場及び駐車場の整備	平成25～27年度
7	屋内ヘルスプール施設改築事業	新舞子ハイツ	既存の屋内ヘルスプールを改築し、リニューアル	平成25～26年度
8	松ヶ岡公園整備事業	松ヶ岡公園	芝生広場や大型遊具などを配した遊具広場、散策園路などの整備	平成25～27年度
9	なこそ子ども元気パーク整備事業	旧植田児童館跡地・後宿公園	屋内外運動施設や公園内遊具の整備と併せて子育て支援拠点機能を整備	平成25～27年度